

令和 7 年

5月 8日

ふれあい通信

第5号



自転車の交通事故防止 5月は『自転車安全利用月間』です！！

自転車安全利用五則 を守って安全に走行を！

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。

2 交差点では信号と、 一時停止を守って安全確認

① 信号機のある交差点では、信号機の信号に従わなければなりません。

② 一時停止の道路標識がある場合は、一時停止しなければなりません。

3 夜間はライトを点灯

夜間、自転車で走る時は、**前照灯および尾灯(または反射器材)**をつけなければなりません。

4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはなりません。



令和6年11月1日から
酒気帯び運転も罰則対象！

5 ヘルメットを着用

自転車に乗車する者は、**乗車用ヘルメット**をかぶるよう努めなければなりません。児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



「自転車損害賠償保険」に入って安全に走行を！

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成28年10月1日施行)により、

「自転車損害賠償保険」の加入が義務付けられています。

これから農繁期です！



毎年農繁期になると、ハンドル操作等を誤って用水路等へ転落する**単独事故**や公道を走行中に**追突される事故**など、農耕車の交通事故が全国で発生しています。

◆交通事故防止対策の3つのポイント◆

- ①安全キャブ・フレームの装着
- ②ブレーキ連結の確認
- ③低速車マークや反射板の取り付け

お試し自主返納のご案内

募集
期間

令和7年5月7日から

対象者

- ・運転免許を保有
- ・県内在住の高齢者
(65歳以上)

募集
人数

先着200人

参加
期間

1か月間程度で
本人が希望する時期



お申し込みは、
ふれあいチームに
お電話ください！

お試し自主返納とは、運転に不安を感じる高齢ドライバーに、自主的に自動車を運転しない生活を任意の期間(1か月間程度)の中で体験してもらい、公共交通機関の利便性や家族のサポート等に対する「気づき」を促して、自主返納を促進するものです。

※お試し自主返納参加者は運転免許の保有者ですので、同免許で該当する車両を運転することは可能です。
但し、目的の趣旨をご理解いただき、運転はお控えください。

今年の特典

エコバッグ



キャラクター反射材タスキ

※ランダムで1色



カードケース



協賛店は
こちらで
確認！



滋賀県警察本部 交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
電話：077-522-1231 (代表) 平日 8:30~17:00

SNS等を悪用した投資詐欺に注意！！

SNSのダイレクトメッセージなどから信頼関係を築き、言葉巧みに「投資」に勧誘して金銭を騙し取る詐欺の被害が増えています。「絶対に儲かる」「あなただけに限定した情報」等の勧誘は、被害者を騙すための誘い文句です。

実際に会っていない人にお金を渡しても(送金しても)大丈夫ですか？

被害者の多くが「自分は大丈夫」と思われています。

一人で判断せずに、身の周りの方や金融機関、警察などに相談してください。



施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp